

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 8月 17日

## 妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

|  |   |  |                      |
|--|---|--|----------------------|
| <b>対象プロジェクト名</b>   |   |  |                      |
| 山形県・長野県等における集中監視システムを活用した検針業務の自動化による二酸化炭素削減プロジェクト<br>(新潟県、兵庫県、山形県、香川県、長野県、岐阜県、静岡県、広島県、島根県、岡山県、奈良県での実施) |   |  |                      |
| <b>GHG 妥当性確認機関</b>   |   |  |                      |
| 当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。   |   |  |                      |
| 機関名  | ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社                                      |  |                      |
| 担当部署名  | 審査・検証部門   |  |                      |
| 責任者名   | 松井 誉敏   |  |                      |
| 責任者 E-mail   | program@pjrcdm.com  |  |                      |
| 責任者電話番号  | 03-5774-9565  |  |                      |
| 審査員名   | 審査チームリーダー:平尾隆行<br>外部専門家:無<br>レビュー担当者:松井誉敏                                 |  |                      |
| 機関要件への合致   | 気候変動枠組条約における指定運営組織(DOE)として登録されており、ISO14065 認定申請を IAF メンバーである認定機関に受理されている。 |  |                      |
| 妥当性確認報告書発行日  | 2011年5月18日  |  |                      |
| <b>審査内容</b>  |   |  |                      |
| 適用妥当性確認・検証ガイドライン   | オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.2                                  |  |                      |
| 妥当性確認期間  | 2011年2月21日~2011年5月18日   |  |                      |
| 現地審査   | <input checked="" type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無       | 期間   | 2011年3月1日~2011年3月14日 |
|  | 審査内容  | 実地審査【その1】(3月1日)<br>プロジェクト代表事業者である「情報通信技術(ICT)を用いた温室効果ガス排出削減対策協議会」(エヌ・ティ・ティ テレコン株式会社 内:東京都港区)を訪問し、初回会議を行い当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認をした。<br>・ プロジェクト代表事業者と参加事業者、並びにエヌ・ティ・ティ テレコン株式会社との関連を確認し、導入する ICT 装置仕様とプロジェクト排出量の内の電力量に相当するサーバー等の機器仕様を確認した。 |                      |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス検針車両及びそれらのプロジェクト前・後の変化の有無や、検針先の増減に伴う情報集約、並びに地図を利用した検針車両の走行距離のモニタリング方法や燃費デフォルト値の入手方法を確認した。</li> <li>・ 燃費法による算定方法、プロジェクトの経済性の評価を確認した。</li> <li>・ 参加事業者からのデータ取得から算定までの流れ及び QC/QA 体制について確認した。</li> <li>・ プロジェクト参加事業者である伊ワタニ東海 株式会社名古屋南営業所(愛知県大府市)を訪問し、検針車両を確認した。また、ICT 機器導入前後の毎月の検針先リスト上での識別とプロジェクト代表事業者への伝達方法と QC/QA 体制についても確認した。</li> </ul> <p>実地審査【その 2】(3 月 7 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト参加事業者である山形酸素 株式会社(山形県山形市)を訪問し、検針車両を確認した。また、ICT 機器導入前後の毎月の検針先リスト上での識別とプロジェクト代表事業者への伝達方法と QC/QA 体制についても確認した。</li> <li>・ プロジェクト参加事業者である株式会社ライフコメリ(新潟県三条市)を訪問し、検針車両を確認した。また、ICT 機器導入前後の毎月の検針先リスト上での識別とプロジェクト代表事業者への伝達方法と QC/QA 体制についても確認した。</li> </ul> <p>実地審査【その 3】(3 月 14 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト参加事業者である浅野産業株式会社(岡山県岡山市)を訪問し、検針車両を確認した。また、ICT 機器導入前後の毎月の検針先リスト上での識別とプロジェクト代表事業者への伝達方法と QC/QA 体制についても確認した。</li> <li>・ プロジェクト参加事業者である広島ガス東中国 株式会社(広島県福山市)を訪問し、検針車両を確認した。また、ICT 機器導入前後の毎月の検針先リスト上での識別とプロジェクト代表事業者への伝達方法と QC/QA 体制についても確認した。</li> </ul> <p>最終会議(E009)を広島ガス東中国株式会社(広島県福山市)で行い指摘事項と不備の修正について説明を合意した。</p> |
| <p>プロジェクト情報<br/>(A・B)</p> | <p>申請書、証拠書類等をデスクレビューで確認した情報に基づき、プロジェクト代表事業者及びプロジェクト参加事業者(エヌ・ティ・ティ テレコン株式会社、伊ワタニ東海 株式会社、山形酸素 株式会社、株式会社 ラルフコメリ、浅野産業 株式会社、広島ガス東中国 株式会社)を現地確認しインタビューや</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>活動状況の現地確認を行った。</p> <p>結果、東日本大震災の影響もあり、一部のプロジェクト参加事業者が削除されるという修正がされたものの、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>  |
| 適格性要件(C)             | <p>申請書、証拠書類等をデスクレビューで確認した情報に基づき、プロジェクト代表事業者及びプロジェクト参加事業者を現地確認インタビューや活動状況の確認を行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論 No.SS-E009Ver.1.1 の適用や実施規則に対する根拠の不明確な点(検針車両が化石燃料を使用していたことを示す証拠やプロジェクト開始後に取引減少した検針先のベースラインからの減算方法)があったものの、事業者による修正がされた結果、これら方法論、実施規則及びポジティブリストに関しては全て準拠し、適格性要件を満たしていることを確認した。これらは重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> |
| 排出量・吸収量算定<br>(I・II)  | <p>モニタリング計画書、証拠書類等をデスクレビューで確認した情報に基づき、プロジェクト代表事業者及びプロジェクト参加事業者を現地確認インタビューや活動状況の目視確認を行った結果、算定の際に、J-VER 制度デフォルト一覧にない LP ガス車両やオートバイの燃費実測による算出方法の不明確や、プロジェクト開始後に取引減少した検針先のベースラインからの減算方法が不明確という不備があったものの、事業者により処置がとられモニタリング計画書 Ver1.1 で妥当性が確認された。</p>  |
| モニタリング計画<br>(III～VI) | <p>モニタリング計画書、証拠書類等をデスクレビューで確認した情報に基づき、プロジェクト代表事業者及びプロジェクト参加事業者を現地確認インタビューや活動状況の確認を行った結果、J-VER 制度デフォルト一覧にない LP ガス車両やオートバイの燃費のモニタリング方法の不備や、ICT 機器の仕様書の開示が不十分という不備があったものの、事業者により処置がとられモニタリング計画書 Ver1.1 で妥当性が確認された。</p>   |
| その他(D)               | <p>モニタリング計画書、証拠書類等をデスクレビューで確認した情報に基づき、プロジェクト代表事業者及びプロジェクト参加事業者を現地確認インタビューや作業観察を行った結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項においても重要性の観点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>   |
| 機関の見解<br>(サマリー・結論)   | <p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(以下、「当社」という)は、本制度において「情報通信技術(ICT)を用いた温室効果ガス排出削減対策協議会」(以下「事業者」という)が計画し、実施した当該プロジェクトについて、事業者が作成したプロジェクト計画書及びモニタリング計画書に基づき妥当性確認を行った。</p> <p>妥当性確認は、本制度における実施規則 Ver.2.6、モニタリング方法ガイドライン Ver.2.4、方法論 No.SS-E009Ver.1.1 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.2 に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。</p>                             |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>この妥当性確認の実地は、プロジェクト計画書 Ver.1.0 及びモニタリング計画書 Ver.1.0 に対して行ったデスクレビューに基づいて計画をし、インタビューを含む現地での確認により行なわれた。その結果、幾つかの計画書記載上の不備は修正された。プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 は、実施規則 Ver.2.6、モニタリング方法ガイドライン Ver.2.4、方法論 No.SS-E009Ver.1.1 に準拠し適正に作成されているかどうかを確認でき、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 が、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。</p> |
| <b>パブリックコメントの概要</b>  |   |
| <p>パブリックコメントの募集期間<br/>2011年2月28日～3月13日</p> <p>コメント<br/>意見募集中にいただいたご意見はなかった。</p> <p>妥当性確認機関の見解<br/>無し</p> |   |

1 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。